

新旧対比表（S STACIA・S STACIA PiTaPaカード会員特約）

旧	新
<p>第11条（会員資格の喪失） 中略</p> <p>4. 「PiTaPa会員規約」に基づくジュニアカードの発行を受けた家族会員は、「PiTaPa会員規約」の「ジュニアカード・キッズカードに関する特約」第2条2項の定めにかかわらず、有効期限の満了をもって、家族会員の資格を喪失するものとします。</p>	<p>第11条（会員資格の喪失） 中略</p> <p>4. 「PiTaPa会員規約」に基づくジュニアカードの発行を受けた家族会員は、「PiTaPa会員規約」の「ジュニアカード・キッズカードに関する特約」第4条第2項の定めにかかわらず、有効期限の満了をもって、家族会員の資格を喪失するものとします。</p> <p>2025年6月改定</p>

※赤字部分が改定された箇所